

北上市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北上市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年北上市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(低炭素建築物の新築等の完了)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(計画の認定の取消しの通知)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、法第58条の規定に基づき<u>計画</u>の認定を取り消したときは、認定取消通知書（<u>様式第6号</u>）を当該認定建築主に交付するものとする。</p> <p>(必要と認める図書等)</p> <p><u>第8条</u> 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ<u>法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画</u>（以下「<u>低炭素建築物新築等計画</u>」という。）<u>）</u>について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合の当該認定を受けたことを証明する書類とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅若しくは共同住宅等又は<u>複合建築物</u>の住</p>	<p>(低炭素建築物の新築等の完了)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>(低炭素建築物の名義変更の届出)</u></p> <p><u>第7条</u> 認定建築主が低炭素建築物を譲渡したときは、譲渡人又は譲受人は、<u>低炭素建築物の名義変更届出書（様式第6号）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(計画の認定の取消しの通知)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、法第58条の規定に基づき<u>低炭素建築物新築等計画</u>（<u>法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。</u>）の認定を取り消したときは、認定取消通知書（<u>様式第7号</u>）を当該認定建築主に交付するものとする。</p> <p>(必要と認める図書等)</p> <p><u>第9条</u> 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ<u>低炭素建築物新築等計画</u>について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合の当該認定を受けたことを証明する書類とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅<u>（人の居住の用以外の用に供する部分を</u></p>

戸 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) [略]

（設計内容説明書）

第9条 省令第41条第1項に規定する設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第7号）によらなければならない。

（補則）

第10条 [略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物の新築等について、取りやめたいので、北上市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

[略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

状況報告書

[略]

有しないものに限る。以下この号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) [略]

（設計内容説明書）

第10条 省令第41条第1項に規定する設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第8号）によらなければならない。

（補則）

第11条 [略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物の新築等を取りやめたので、北上市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

低炭素建築物の新築等状況報告書

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

建築完了届書

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

低炭素建築物の新築等完了届書

[略]

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

北上市長 様

譲渡人の住所又は

主たる事務所の所在地

譲渡人の氏名又は名称

代表者の氏名

譲受人の住所又は

主たる事務所の所在地

譲受人の氏名又は名称

代表者の氏名

低炭素建築物の名義変更届出書

低炭素建築物の名義を変更したので、北上市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

<p>様式第 6 号 (第 7 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号 (第 9 条関係)</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第 _____ 号</p> <p>2 <u>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</u></p> <p style="text-align: center;">年 _____ 月 _____ 日</p> <p>3 <u>低炭素建築物の位置</u></p> <p>備考 <u>この届出時には、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（同規則第46条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する認定の通知書の写し及び低炭素建築物の譲渡を証する書類を添付してください</u></p> <p style="text-align: center;">。</p> <p>様式第 7 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 8 号 (第10条関係)</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。